

読替え後の「大阪外国語大学外国語学部の
講座主任に関する規程」

〔平成16年4月1日〕
制 定
最近読替改正 平20. 3. 21

(趣旨)

第1条 この規程は、読替え後の大阪外国語大学学則第16条第2項の規定に基づき、旧外国語学部の各学科の講座代表に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 講座代表は、次に掲げる業務をつかさどる。

- (1) 当該講座の運営等に関する事項について総括し、及び調整する。
- (2) 当該講座が教育研究（学生指導を含む。以下同じ。）を実施する専攻の運営等に関する事項について総括し、及び調整する。
- (3) 当該講座が教育研究を実施する専攻語の運営等に関する事項について総括し、及び調整する。
- (2) 当該講座及び担当する専攻・専攻語の連絡調整に関すること。
- (3) 当該講座及び担当する専攻・専攻語と他の講座、専攻、専攻語等との連絡調整に関すること。

(任命)

第3条 講座代表の任命は、当該講座の申出に基づいて、旧外国語学部長が行う。

(選考の時期)

第4条 各講座は、次の各号の一に該当する場合に講座代表候補者の選考を行う。

- (1) 講座代表の任期が満了するとき。
 - (2) 講座代表が辞任を申し出て、旧外国語学部長が承認したとき。
 - (3) 講座代表が欠員となったとき。
- 2 講座代表候補者の選考は、前項第1号に該当する場合には、任期満了の1月以前に、同項第2号又は第3号に該当する場合には、旧外国語学部長が辞任を承認したとき又は欠員となったとき速やかに開始する。

(選考の方法)

第5条 講座代表候補者の選考に関し必要な事項は、当該講座が定める。

(任期)

第6条 講座代表の任期は、1年とする。ただし、補欠の講座代表の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 講座代表は、再任されることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成20年3月21日から施行し、平成19年10月1日から適用する。
- 2 この規程の施行に伴い、読替え後の大阪外国語大学外国語学部の講座主任に関する規程に基づいて最初に任命される各講座代表の任期は、同規程第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。